

令和 6 年度

第 1 回伊丹市都市計画審議会会議録

開催日時	令和 6 年 11 月 11 日（月）午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
開催場所	伊丹市役所 2 階 第 2 委員会室
議 事 及 び 議決事項	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（伊丹市決定）について【諮問】
	議決事項 : 原案に異議なし
	特定生産緑地の指定手続きについて【報告】
	議決事項 : —

会議出席者

<p>審議会委員</p> <p>会 長 加賀 有津子</p> <p>委 員 岡田 昌彰</p> <p>〃 小西 新右衛門</p> <p>〃 酒井 裕規</p> <p>〃 島田 洋子</p> <p>〃 富田 陽子</p> <p>〃 和田 善巳</p> <p>〃 加藤 光博</p> <p>〃 山藺 有理</p> <p>〃 永松 敏彦</p> <p>〃 大江 ひろと</p> <p>〃 池信 秀明</p> <p>〃 東山 幸平</p> <p>会議欠席者</p> <p>委 員 田村 健</p>	<p>事務局</p> <p>都市活力部長 前田 和宏</p> <p>都市整備室長 北野 啓二</p> <p>都市計画課長 溝淵 宏祐</p> <p>都市計画課主任 井上 亮</p> <p>都市計画課 澤本 凱智</p> <p>都市計画課 山口 司真</p> <p>農業政策課長 中西 学</p> <p>農業委員会事務局長 阪部 広典</p> <p>審議会事務局</p> <p>幹事 都市計画課長 溝淵 宏祐</p> <p>都市計画課主任 井上 亮</p> <p>都市計画課 澤本 凱智</p> <p>都市計画課 山口 司真</p>
--	---

事務局	<p>定刻になりましたので、只今より令和 6 年度 第 1 回伊丹市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、都市計画課長の溝淵でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
-----	--

失礼ですが、ここからは着座にて進行させていただきます。

本日の審議会ですが委員 14 名のうち、13 名の委員の皆様がご出席でございます。伊丹市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。また、議事録作成のため録音させて頂いておりますので、あらかじめご了承願います。

ここで本日は、新しい任期での第 1 回目の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

なお、当審議会の会長に関しましては、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項に基づく会長の選出を、書面により互選させていただきました結果、加賀有津子委員が再任されておりますので、ご報告いたします。

また、同条第 3 項に規定する会長の職務代理者を岡田昌彰委員が指名されておりますので、あわせてご報告いたします。

それでは、お手元にお配りしております名簿をご覧いただければと存じます。

初めに、学識経験者の方々から名簿の順にご紹介申し上げます。

近畿大学教授の岡田昌彰委員でございます。

大阪大学大学院教授の加賀有津子会長でございます。

伊丹商工会議所会頭の小西新右衛門委員でございます。

神戸大学大学院准教授の酒井裕規委員でございます。

京都大学大学院教授の島田洋子委員でございます。

弁護士の富田陽子委員でございます。

伊丹市農業委員会会長の和田善巳委員でございます。

次に、市議会議員から選出いただきました委員の皆さまをご紹介申し上げます。

加藤光博委員でございます。

山藪有理委員でございます。

永松敏彦委員でございます。

大江ひろと委員でございます。

次に、住民代表の委員の皆さまをご紹介申し上げます。

池信秀明委員でございます。

東山幸平委員でございます。

最後に、兵庫県より阪神北県民局 宝塚土木事務所まちづくり参事の田村健委員でございます。本日はご欠席でございます。

委員の皆様のご任期は令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、都市活力部長の前田より審議会開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

事務局	<p>皆さんこんにちは。今年の4月から都市活力部長に就任いたしました都市活力部長の前田でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>令和6年度、第1回伊丹市都市計画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素より、都市計画行政をはじめ、市政各般にわたり、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日も審議いただきます案件は諮問案件1件、報告案件が1件のでございます。</p> <p>諮問案件は「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」です。</p> <p>生産緑地地区は市街化区域内の貴重な緑地であり、防災や良好な景観の形成など多くの機能を持った農地等を、計画的に保全するために、都市計画として定める地区でございます。本市におきましては、平成4年に115.2haの農地を生産緑地地区に指定して以来、毎年必要に応じ、都市計画変更を行っていますが、今年度につきましても、地区を変更する必要性が生じているものでございます。</p> <p>また、報告案件は「特定生産緑地の指定手続きについて」です。平成29年度に生産緑地法が改正され、生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。これにより、生産緑地の指定から30年が経過した後も、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成を図ることができるようになります。</p> <p>本市としましても、この特定生産緑地制度を積極的に活用し、平成4年度に指定した生産緑地を令和4年度に特定生産緑地の指定を行い、今回、平成7年度に指定された生産緑地に対して、令和7年度の指定に向けた事務手続きを開始しましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局よりご説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、活発なご議論をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして市の出席者をご紹介します。</p> <p>(市の出席者及び事務局職員の紹介)</p> <p>次に、資料の確認を致します。まず、都市計画審議会の委員名簿と本日の座席表。次に、諮問書のコピー、こちらは生産緑地の分です。</p>

<p>会長</p>	<p>先日、メールにてご案内しました審議会資料としまして「次第」、右肩に「資料①」と書かれた生産緑地の資料、最後に、右肩に「資料②」と書かれた特定生産緑地の資料になります。</p> <p>以上ですが、皆さま資料はおそろいでしょうか。</p> <p>それでは、次第の「3. 議事」に移ります。</p> <p>議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>加賀会長、よろしく願いいたします。</p> <p>始めに、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第6条第3項に基づき会議録へご署名いただく方を指名いたします。今回は和田委員と山菌委員にお願いしたいと思います。事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認の上、ご署名をお願いします。</p> <p>次に同じく運営に関する規程第4条第1項により、審議会の運営に関する会議を除き、原則、会議は公開することとなっておりますので、本日の会議は公開したいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>それでは会議は公開といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>傍聴希望者はおられません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の議事は、諮問案件が1件、その他報告案件が1件、合わせて2件でございます。それでは、議事の1つ目「阪神間都市計画生産緑地地区の変更（伊丹市決定）について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、生産緑地地区の都市計画変更について説明いたします。</p> <p>資料は、お手元の「資料①」と記載したものでございます。</p> <p>まず資料の構成についてですが、</p> <p>資料の1ページには、都市計画変更の「計画書」として、伊丹市内の生産緑地の総面積を、また下段には変更の「理由」を記載しております。</p> <p>2ページには、今回の都市計画変更の内容を、変更理由別に一覧表にまとめたものでございます。</p> <p>また3ページには、生産緑地地区の指定変遷を記載しております。</p> <p>4ページには、計画図の「図郭割図」を、また5ページから16ページまでは、変更の「区域と内容」を表示している「計画図」を、17ページ以降は参考といたしまして、生産緑地法の抜粋、生産緑地地区の行為制限解除</p>

の流れ、都市計画法の抜粋を記載しております。

また 20 ページには、今回の変更案につきましては、都市計画法に基づき兵庫県知事と協議を行い、「異存なし」との回答をいただいております。参考にその資料を添付しております。

それでは、始めに、生産緑地の制度につきまして、ご紹介させていただきます。

資料の 17 ページをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定める区域です。

生産緑地法第 3 条に、都市計画に位置づける生産緑地の要件が規定されております。

要件としましては、市街化区域内にある農地等で、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、区域が 500 平方メートル以上の規模であること、水利など営農環境等が整っていること、となっております。

本市におきましては、第 2 項に基づく条例を、本審議会からの答申のもと、平成 30 年 3 月に制定し、面積要件を 500 平方メートルから 300 平方メートルに引き下げております。

生産緑地地区に指定されますと、第 8 条の規定によりまして、公共施設の設定などを除き、原則、建築や開発行為が制限されることとなります。

また、生産緑地法第 10 条から第 14 条には、「行政に対する買取申出」の制度が規定されております。

買取申出の要件は、第 10 条に規定されており、大きく分けて 2 種類ございます。

一つは、当該生産緑地地区の都市計画決定告示の日から 30 年を経過したときでございます。令和 4 年 10 月 6 日で 30 年を経過した生産緑地があり、今回指定告示日から 30 年経過を理由に買取申出がございました。

そして、もう一つは、主たる従事者が死亡若しくは故障に至ったときが規定されております。

今回の都市計画変更の手続きでは、主にこの二つの規定に基づき、買取申出がなされた生産緑地地区を廃止しようとするものでございます。

18 ページの下段に、生産緑地地区の買取申出のフロー図がございます。

生産緑地の買取申出がなされた際に、「買い取らない」として事務処理を進めたものについて、生産緑地地区の廃止を行います。このフロー図で申し上げますと「右側」の事務の流れを踏んだものでございます。

今回買取申出があった生産緑地地区に関しまして、生産緑地法第 11 条に基づき、本市をはじめ兵庫県の関係部局に買取希望の照会を行いました

が、全ての地区で「買い取らない」報告を受け、生産緑地法第 12 条第 1 項に基づき、その旨当該生産緑地の所有者に通知を行いました。その後、生産緑地法第 13 条に基づき、農業政策課にて農林漁業希望者へのあっせんを行いました。こちらもすべての地区であっせんが不調となり、生産緑地法第 14 条に基づき、行為制限の解除となりました。

以上、生産緑地の制度について説明させて頂きました。

ここからは今回の生産緑地の変更の内容について説明させて頂きます。

資料の 2 ページをご覧ください。

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限解除に伴い、廃止及び変更を行うものは、13 件ございます。

その内、指定告示日から 30 年経過に起因するものが 4 件、主たる従事者の死亡に起因するものが 4 件、主たる従事者の故障に起因するものが 4 件、1 つの生産緑地地区内において主たる従事者の故障及び死亡両方に起因するものが 1 件でございます。

合わせまして、指定解除を行おうとする面積は、0.87ha となっております。

次に、新規・追加の申出件数は 2 件ございまして、書類審査、現地確認等を行いました結果、指定要件に適合したことから、新たに指定を行うものでございます。面積としましては 計 0.12ha を追加しようとするものでございます。

今回の変更前後の比較でございますが、地区数は変更前の 523 地区に対し、変更後は 517 地区となり、6 地区の減少となります。

面積は、変更前の 86.90ha に対し、変更後は 86.15ha となり、0.75ha の減少となります。

3 ページをご覧ください。本市は、平成 4 年 10 月 6 日に 621 地区、115.20ha を当初の都市計画として決定しており、その後、主として行為制限が解除された生産緑地地区について、廃止を行う都市計画変更を毎年行っております。また、平成 16 年からは、農地所有者からの申出に基づき、追加指定も行っているところでございます。

今回は、当初の指定を含め 35 回目の手続きでございまして、地区数としましては平成 4 年の当初指定から 104 地区減少の 517 地区となり、面積は 29.05ha 減少の 86.15ha となる都市計画の変更を行います。

続きまして、変更する地区の詳細を説明いたします。

5 ページをご覧ください。

図面の凡例等について説明いたします。

右下に凡例がございまして、「変更地区」は赤枠の太線で囲んでいます。

今回、「廃止する区域」は、右下がりの斜線のハッチで、表示してござい

す。

また、「追加する区域」を点々のハッチで、表示しております。

緑色で塗りつぶしております「既決定区域」とは、既に生産緑地地区として都市計画決定している区域で、今回の都市計画の変更においても、地区指定の廃止又は追加を行わない区域でございます。

また、図面に表示しております、「天神川 1-16 生産緑地地区」などの名称につきましては、小学校区ごとに分類して番号をつけておりまして、天神川「1」は 17 小学校区の整理番号、「16」はその区域内の通し番号となっております。

それでは、変更又は廃止しようとしております個々の地区につきまして、順次、説明させていただきます。

図面中央に位置します「天神川 1-16 生産緑地地区」。変更面積は約 0.06ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

6 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「天神川 1-79 生産緑地地区」。変更面積は約 0.11ha です。こちらは農地所有者からの申出により新規指定するものです。

7 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「瑞穂 4-15 生産緑地地区」。変更面積は約 0.09ha です。こちらは指定告示日から 30 年経過により、地区の全てを廃止するものです。

8 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「瑞穂 4-44 生産緑地地区」。変更面積は約 0.11ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の全てを廃止するものです。

9 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「神津 6-17 生産緑地地区」。変更面積は約 0.08ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

10 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「神津 6-48 生産緑地地区」。変更面積は約 0.07ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の全てを廃止するものです。

11 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「稲野 8-10 生産緑地地区」。変更面積は約 0.07ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の全てを廃止するもので

す。

12 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「桜台 9-33 生産緑地地区」。変更面積は約 0.04ha です。こちらは指定告示から 30 年経過により、地区の一部を廃止するものです。

13 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「桜台 9-67 生産緑地地区」。変更面積は約 0.10ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の全てを廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「桜台 9-71 生産緑地地区」。変更面積は約 0.07ha です。こちらは主たる従事者の故障により、地区の全てを廃止するものです。

14 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「池尻 10-22 生産緑地地区」。変更面積は約 0.08ha です。こちらは主たる従事者の故障及び死亡により、地区の全てを廃止するものです。

15 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「昆陽里 12-39 生産緑地地区」。変更面積は約 0.02ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

次に、図面中央に位置します「笹原 14-28 生産緑地地区」。変更面積は約 0.03ha です。こちらは主たる従事者の死亡により、地区の一部を廃止するものです。

16 ページをご覧ください。

図面中央に位置します「南 16-14 生産緑地地区」。変更面積は約 0.04ha です。その内約 624 平方メートルについては指定告示から 30 年経過により、地区の一部を廃止、また約 107 平方メートルについては、農地所有者からの申出により新規追加指定をするものです。

以上が、今回、都市計画変更を行おうとしている 14 地区の概要でございます。

本日ご説明いたしました都市計画の変更案につきましては、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、去る 8 月 20 日付で兵庫県知事と協議を行い、「異存なし」との回答をいただいております。

また、同じく準用する同法第 17 条第 1 項に基づく変更案の縦覧を、去る 10 月 1 日から 15 日の 2 週間実施し、第 2 項に規定する縦覧期間中の住民

	<p>及び利害関係人からの意見書の提出はございませんでした。 説明は以上でございます。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 このことについて、ご質問がありましたらどうぞお願いします。</p>
会長	<p>図面の見方を教えてもらえますか。P, 16 の図面で南 16-14 の生産緑地地区で線が 2 つありますが、どう読めば良いですか？</p>
事務局	<p>北側の廃止となっている部分は今回買い取り申し出がでてきたところでして、南側は追加で新規申し出があり、同じ地区内で廃止と新規の追加指定が入っているので、2 つの引き出し線で表記させていただいております。</p>
会長	<p>問題のない範囲で、どのような方が新規申し出をしているのか教えてもらえますか？</p>
事務局	<p>2 件のどちらも平成 4 年に生産緑地に指定された地区で、特定生産緑地の意向調査の際に「指定しない」意向をいただいております。どちらも土地利用の計画があったのですが、どちらも途中で計画が中止になり、再度農業を続けたいという意向を受けています。</p>
会長	<p>他にご質問等がないようでしたら、お諮りしたいと思います。 本審議会において、原案どおり異議なしとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
会長	<p>それでは、原案のとおり異議なしとして答申することといたします。 それでは、議事の 2 つ目「特定生産緑地の指定手続きについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは特定生産緑地の指定手続きについて説明させていただきます。 先ほどの議案では、都市計画法に基づく地域地区の一つとして、生産緑地地区の廃止や追加指定についてご議論頂きましたが、本報告につきましては、既に生産緑地に指定されている農地を、生産緑地法に基づき特定生産緑地に指定するもので、令和 7 年度の指定に向けた事務手続きを開始しましたので、その旨、ご報告いたします。 資料は資料②の表紙が付いた概要説明資料 1 ページから 6 ページまでと</p>

なっております。

それでは、資料②の表紙をめくって頂き、1ページをご覧ください。

まず1番「特定生産緑地制度の制定背景」でございます。

平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地制度が創設されたものでございます。

制度制定の背景としましては、2022年に生産緑地の多くが都市計画の指定告示から30年を迎えるということで、固定資産税や相続税の優遇措置はどうなるのだろうか、また農地の宅地化が一斉に進んでしまうのではないかと、といったことが危惧されておりました。

このような中、国では、都市農業振興基本法が制定され、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全する方向性が示されました。これは、東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待や、都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待によるものです。

このような背景から、生産緑地法等の関連する法律が改正され、市町村は特定生産緑地を指定することができるようになりました。

続きまして、2番の「特定生産緑地制度の概要」でございます。

本制度、生産緑地は指定から30年を経過する日以後において当該生産緑地を買い取るべき旨を申し出ることができることから、指定告示から30年を迎える前に、買取り申出ができる期限を10年延長して農地を保全する制度でございます。

そして、特定生産緑地の指定を受けると、生産緑地と同様に固定資産税等や相続税等の税制特例措置が10年延長され、以降も繰り返し10年延長することができます。

しかしながら、特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できませんので注意が必要です。

資料1ページの下部に、特定生産緑地に指定する場合と指定しない場合を表にまとめましたのでご覧ください。

はじめに「固定資産税・都市計画税」の課税につきましては、指定した場合農地評価・農地課税が今まで通りの税額が継続されますが、指定しなかった場合は急激な税負担を防ぐ観点から、激変緩和措置として5年かけて宅地並みの税額まで上昇します。

次に「相続税の猶予」につきましては、指定した場合は現世代は継続でき、次世代も受けることができますが、指定しなかった場合は現世代は継続されますが次世代の相続発生時には受けることが出来ません。

次に「建築等の行為制限」に関しては、指定している間は営農義務が発生するため自由な土地利用等は出来ません。また指定しない場合であっても、買取り申出を提出した日から3か月後の「行為制限の解除」を迎えるまでは制限があります。

次に生産緑地の「指定解除」については、特定生産緑地に指定された場合は10年間、主たる従事者の死亡や重大な故障の場合に限り生産緑地の解除が出来ない一方、指定しない場合は、生産緑地に指定してから30年経過した以降、いつでも指定の解除が可能です。

以上の特定生産緑地制度の概要について、対象となる生産緑地所有者さまにお知らせさせて頂き、特定生産緑地に指定するのかわからないのか、ご検討いただいているところがございます。

また、資料5ページにはこれまで説明しました「特定生産緑地に指定する・指定しない場合のながれ」を示したフロー図を参考資料として添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、2ページ 3番「全国の三大都市圏特定市における特定生産緑地の指定状況（国土交通省 資料）」をご覧ください。

この資料は、国土交通省が令和4年12月時点の「全国の三大都市圏特定市における特定生産緑地の指定状況」を調査した資料になります。

まず、「三大都市圏特定市」についてですが、「東京都特別区、首都圏・近畿圏・中部圏にある政令指定都市、及び既成市街地・近郊整備地帯などに所在する市」のことを言いまして、本市はこれに該当します。特定生産緑地の指定状況に関する調査の結果は199都市、9,273haの内、8,282ha、約90%が特定生産緑地に指定されている状況です。

次に3ページをご覧ください。特定生産緑地の指定状況を都府県別で集計を行ったデータです。全国的に東京都の生産緑地の面積が2,376haと一番大きく、特定生産緑地の指定も94%と最も大きくなっています。また、兵庫県に関しては、90%が特定生産緑地に指定されており、伊丹市におきましては約94%が指定されました。

次に4ページ 4番の「対象とする生産緑地地区について」をご覧ください。

記載しております内容は、令和6年8月31時点の生産緑地の指定状況を記載しております。今回議事の1つ目で諮問いたしました「阪神間都市計画生産緑地地区の変更」の内容については、令和5年9月1日から令和6年8月31日を変更事由確定日として、この期日内に発生した内容を諮問いたしました。よって、記載している表におきましても、今回諮問いたしました生産緑地地区の都市計画変更後の内容を記載しておりますので、変更事由確定日の「令和6年8月31日時点」としております。

	<p>特定生産緑地は、生産緑地所有者の意向および農地が適切に営農等管理されているかを確認し、生産緑地法に基づき市が指定します。現在特定生産緑地の指定手続きを行っております対象は令和7年度に30年を迎えることになる「平成7年」に指定した生産緑地で、地区数としては49地区、面積約3.5haでございます。指定手続きに関する書類は、令和6年8月に対象者に送付し、随時受付事務を現在も進めております。参考といたしまして、都市計画審議会現時点の集約状況ですが、平成7年の対象面積のうち、約89%の意向確認が出来ております。特定生産緑地の指定希望があったのは約2.7haであり、対象面積の約77%、意向確認済み面積の割合ですと、約87%の生産緑地を継続するご意向を頂いております。今後、農業委員会が毎年実施しています「農地利用状況調査」の結果より、対象農地が適切に営農等管理出来ていることも確認し、特定生産緑地指定に向けて引き続き手続きを進めていく予定です。ただし、数年以上も休耕地となっている生産緑地において、農地所有者が特定生産緑地への指定の意向を示された場合、国の手引きに基づき、都市環境の形成を図るうえで不適切であるものは、指定しない場合もございます。その場合は農地を適正に管理するよう農地所有者へ改善を促し、改善が見込まれましたら指定いたします。</p> <p>なお、特定生産緑地に指定されなかった農地は、指定後30年が経過し、いつでも買取申出ができる生産緑地地区となりますが、買取申出を提出した日から3か月後の「行為制限の解除」を迎えるまでは営農義務や行為規制が継続されます。</p> <p>次に5番特定生産緑地の指定スケジュールをご覧ください。本日の審議会に先立ち、本年8月に申出基準日到来の通知及び特定生産緑地指定希望兼利害関係人同意確認書を対象者へ送付、令和7年6月に相続の発生有無等を調査し、相続人の指定意向等の確認を行い、9月に税務署へ一括の同意、11月の都市計画審議会へ諮問、生産緑地指定から30年を経過する12月6日より前に公示を予定しております。</p> <p>特定生産緑地の指定につきましての説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>このことについて、ご質問がありましたらどうぞお願いします。</p>
会長	<p>特定生産緑地の指定手続きということで、平成7年度指定の生産緑地地区が対象になっており、先ほどのご説明でもありましたにだいたい9割弱の方が生産緑地を継続するという意向をいただいているとのことですが、当市では約94%が指定されているということですが、これは面積の割合ですか？</p>

事務局	当初生産緑地で指定された平成4年の面積に対する特定生産緑地の面積の割合です。
会長	今回の対象面積が約4.1%なので、今回全部指定されると98%ぐらいになるということですか？
事務局	平成4年に指定された生産緑地が全体の多くを占めており、平成7年の生産緑地が特定生産緑地にされると、90%以上の割合になると思います。
委員	直接は関係ないんですが、生産緑地が毎年毎年小さくなっていってると思いますが、特定生産緑地の指定手続きでも「あるべきもの」と書かれています。伊丹市として今後生産緑地を増やしていこうという考えなのか、増やしていくのであればどういふことをやればいいのかというところをお聞かせください。
事務局	<p>都市計画課としては生産緑地地区を追加指定するというので、積極的にHPでの周知や広報での活用、農会長会でも周知しており、都市計画マスタープランでも農地の保全とありますのでぜひ守っていきたくて考えております。</p> <p>追加申し出を随時毎年行っておりますように、生産緑地としては継続して指定していきたいと考えております。</p>
委員	都市計画部局ではそうかもしれませんが、きっと農業施策の方で後継者がいないとか、今後農業を伊丹市でどうしていくか考えておられると思いますが、両方が手をつないでやらないといけないと思いますが、農業施策と都市計画の連携を教えてください。
事務局	<p>先ほど都市計画課の方からもありましたように、農会長会等を通じて連携しながら農地の保全についての周知、啓発、PRを行っております。</p> <p>農業の面からしましたら、故障や死亡もございしますが、例えば故障で農業ができないという相談があった際は、貸借で何と農地を残していただけに確認したり、農業に手を広げたいと思っている若者農業者や事業者のマッチングについて、JAとも協力しながら、なんとか農地を手放さずに、貸し借り等で保全していただくようお願いもしながら農地の保全に努めてまいりたいと考えております。</p>

委員	<p>いろいろな取り組みをされていると思いますが、それに加えて農業に関わっていない市民の方々にも、特定生産緑地制度ができたときは市民に対して国の考え方が宅地化すべきものから都市にあるべきものへと変わったことをアピールされたと思いますが、だいぶ時間が経ってきて、農業に関わっていない方は農業だんだん減ってるなぐらいに思っているかもしれませんが、国としても都市の中に生産緑地があるべきものと考えておられるということは、もう一度農業に関わっていない方々にも広報などして理解を深めていくことも大切かなと思います。</p> <p>農業の生産にも関わりますが、緑地は環境問題というか、特に伊丹市は緑が多いので、環境との共生というか、環境政策の方にも生産緑地が減ると他の意味でもマイナスになりますので、ぜひ農業の方で努力していることも周知していただけたらと思います。</p>
会長	<p>他にご質問等がないようでしたら、質疑はここまでとします。</p> <p>これで、本日の議事は終了いたします。最後に事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日ご審議いただきました、生産緑地地区の変更につきましては、年内に都市計画変更告示を行う予定としております。</p> <p>また、特定生産緑地の指定につきましては、引き続き指定に向けた手続き・審査を進め、来年度の都市計画審議会において指定に関する諮問を行い、指定公示を行う予定としております。</p> <p>事務局からは以上になります。</p>
会長	<p>これをもちまして、閉会といたします。</p> <p>本日は、どうもご苦労さまでした。</p>